

加古川市こども・若者計画にかかる【資料2（令和7年2月時点案）】からの主な変更箇所

No.	頁	項目	変更後	変更前
1	P7	第2章 2 基本目標 II	こども・若者の心身ともに健やかな育ちを支える 《こども・若者 本人の視点》	こども・若者の心身ともに健やかな育ちを支える 《こども・本人の視点》
2	P8	第2章 3 基本目標 II		
3	P25、29	第3章 2 取組内容 【概要変更】	No.68「新婚世帯への補助」 結婚を機に新たな生活を送るために用意した住居の住宅購入費、リフォーム費、賃貸に要する費用、引越し代について、夫婦ともに39歳以下の方を対象に補助する。	結婚を機に新たな生活を送るために用意した住居の住宅購入費、リフォーム費、賃貸に要する費用、引越し代（条件あり）について、夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯あたり60万円（左記以外の夫婦ともに39歳以下の場合は30万円）を上限として補助する。
			No.78「母子への産後ケア」 産後ケアを必要とする産後1年以内の母親と乳児を対象とし、医療機関や助産所への委託により、～。	産後ケアを必要とする生後12ヶ月未満の母子を対象とし、医療機関や助産所への委託または市が依頼した助産師が、～。
			No.118「障害児福祉手当の支給」 20歳未満の重度障がい児のうち、日常生活で常に介護を必要とする在宅障がい児に対し、手当を支給する。	20歳未満の重度障がい児のうち、日常生活で常に介護を必要とする在宅障がい児に対し、月額15,690円（令和6年度時点）を、3ヶ月分まとめて、年4回支給する。
4	P28、29	【概要（語尾）変更】	No.115「障がい児への移動支援の支給」 ～、地域における自立生活及び社会生活を促進する。	～、地域における自立生活及び社会生活を促進します。
			No.116「障がい児への日中一時支援の支給」 ～預かり機能と日中活動の場の提供などを行う。	～預かり機能と日中活動の場の提供などを行います。
			No.126「支援体制の強化」 ～、地域包括支援センターからの情報提供体制も整える。～、職員や関係機関の理解の促進を図る。	～、地域包括支援センターからの情報提供体制も整えていきます。～、職員や関係機関の理解の促進を図ります。
5	P51	第5章 1(3) パブリックコメント	【提案件数】8人から 33 件	【提案件数】8人から 32 件

※その他、字句の統一等、修正あり。